

お客様各位

(引受保険会社) レスキュー損害保険株式会社

ご請求に関する注意事項

このたびは、お客様の大切な携帯端末が故障したことに對し、心よりお見舞い申し上げます。

まずは、下記ご請求前の手順をお読みのうえ、お手続きをお願いいたします。

【ご請求前の手順】

1. 修理を依頼する前に、ご請求に関する注意事項（当書類です）をすべてお読みください。**請求可能であることが確認できましたら、2へ進んでください。**

2. 修理店へ通信端末を持ち込み、修理可能な場合は修理を行ってください。修理不能な場合は、別途携帯端末を購入してください。（指定業者制度はありませんので、ご自身で修理店を選定してください。）

3. 保険金請求には以下の書類が必要ですので、ご準備ください。

修理可能な場合：修理領収書、修理見積書、修理完了報告書等（修理費用・内容を証明できるもの）

修理不能の場合：修理不能であることの証明書（レポート等）、別途購入した端末の領収書

※書類には必ず修理対象端末のIMEI番号またはシリアル番号を記載してください。

※記載がない場合は、記載のある書類を修理店等から取り寄せてください。

※店舗スタッフによる手書き追記の場合は、署名または捺印が必要です。

4. 弊社からのご連絡は登録メールアドレスに送ります。以下のドメインを受信できるようにご設定ください。

【@rescue-sonpo.jp】

5. 保険金請求にお進みください。

※保険金請求にあたりご不明点等ございましたら以下へご連絡ください。

保険サポートセンター

mobile@rescue-sonpo.jp

修理可能不能判断および必要書類チェックシート

以下ご確認いただき該当する書類と項目をご一読ください。

修理可能不能判断について		
修理業者で	被保険者の対応	申請
修理はできるが、新しい機種を購入した方が安価だと言われた	修理を依頼	<修理可能であった場合>参照 ※有償での同等品交換が可能な場合は、修理を行ったケースと同様にお取り扱いします。
修理はできないが同等品への有償交換ができると言われた	同等品へ交換を行う	
内部基盤修復不能で修理ができないと言われた	①修理ができない証明書をもらう ②新しい機種を購入する	<修理不能であった場合>参照
修復可能だが部品がないので修理ができると言われた	新しい端末を購入	申請不可
修理可能だが、新しい機種を購入した方が安価だと言われた	新しい端末を購入	申請不可
お客様添付書類チェック欄	<p> < 修理可能であった場合 > <input type="checkbox"/>修理領収書、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等対象端末を修理した内容と事実を証明できるもの <input type="checkbox"/>上記の書類に修理端末のIMEIの記載がある →ない場合は記載のある書類をお取り寄せください。 ※店舗スタッフによる手書きによる追記の場合は捺印または署名をお願いします。 <input type="checkbox"/>有償交換した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの <input type="checkbox"/>その他当社が求めた書類、写真の提出に協力します。 </p> <hr/> <p> < 修理不能であった場合 > <input type="checkbox"/>修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの <input type="checkbox"/>上記の書類に修理端末のIMEIの記載がある →ない場合は記載のある書類をお取り寄せください。 ※店舗スタッフによる手書きによる追記の場合は捺印または署名をお願いします。 <input type="checkbox"/>機種変更・新規購入した際の領収書、対象端末に代わる端末を機種変更・新規購入したことが証明できるもの <input type="checkbox"/>その他当社が求めた書類、写真の提出に協力します。 </p>	

保険金請求チェックシート

1 番から 8 番または 9 番までに「いいえ」が無い場合は、ご請求可能です

チェック項目	回答	備考
1. 保険金請求が2回目の場合、1回目の通信端末と同じ端末ですか？ ※1回目の請求の場合は「はい」にチェックしてください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒補償対象外です。	1 回目の請求で修理した通信端末が登録されます。2 回目請求以降は登録された通信端末以外の請求は対象外です。
2. 通信端末は自分が所有または使用していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒補償対象外です。	自分が所有も使用もしていない通信端末は、補償対象外です。
3. 通信端末本体の故障または外装破損ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒補償対象外です。	通信端末の盗難・紛失・電池交換は対象外です。 通信端末に挿入するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品の修理は対象外です。
4. 保険の補償期間内に発生した不具合ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒補償対象外です。	保険の補償開始前の不具合や、補償終了後の不具合は対象外です。
5. 通信端末の破損で本体機能に支障がありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒補償対象外です。	「保険金をお支払いしない場合」（当チェックシートの5 ページに記載）の1 2. すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、通信端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷になるため対象外です。
6. 「保険金をお支払いしない場合」（当書類の5ページに記載）の全てに該当しませんか？	<input type="checkbox"/> はい、該当しません。 <input type="checkbox"/> いいえ、1 つ以上に該当します。⇒補償対象外です。	故障または外装破損であっても、1 つ以上に該当していれば補償対象外です。

保険金請求チェックシート

チェック項目	回答	備考
7. 通信端末が修理可能か不可能かを判別するため、製造業者、販売業者または修理業者による通信端末の状態チェックを受けましたか？（指定業者制度はありませんので、ご自身で修理店を選定してください。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒保険金をお支払いできません。	保険金請求の際には、修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できる書類が必要です。必ず、製造業者、販売業者または修理業者による通信端末の状態チェックを受けて、修理店へ上記書類作成を依頼してください。（修理端末のIMEI記載必須）
【修理可能な場合お答えください】 8. 修理しましたか？（修理により同等品と交換した場合も含まれます。また、通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを適用して同等品と交換した場合も修理可能な場合に含まれます。）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒保険金をお支払いできません。	修理可能にもかかわらず、修理しない場合や別途通信端末を購入した場合は、保険金をお支払いできません。
【修理不能な場合お答えください】 9. 通信端末の内部基盤が修復不能な状態のため修理不能と判断された。別途通信端末を購入しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ⇒保険金をお支払いできません。	修理不能にもかかわらず、別途通信端末を購入しない場合は、保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いしない場合

保険金をお支払いしない場合についてご確認ください。

1. 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。
2. 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
3. 被保険者の同居の親族の故意または契約対象物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
4. 保険金を支払う場合の偶然な事由が保険期間外に発生した場合。
5. 地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
6. 火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
7. 公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
8. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。
9. 通信端末を家族、知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。
10. 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）
11. 通信端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。
12. すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、通信端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
13. 通信端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
14. 詐欺、横領によって生じた損害。
15. 自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
16. 日本国外で発生した事故による損害。
17. 通信端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、通信端末のメーカー等が発行する書類を、弊社に提出しない場合。
18. 通信端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が通信端末を修理しなかった場合。
19. 通信端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途通信端末を購入しなかった場合。
20. 修理の際メーカーの修理不能リストに載っている通信端末、または正規部品の生産中止等の理由により修理しなかった場合。
21. 補償開始日の前日以前に生じた故障または外装破損。
22. 補償終了日の翌日以降に生じた故障または外装破損。
23. 契約者が販売した端末は販売日から、それ以外の端末の場合は当該機種販売開始から起算して3年を超えた通信端末に生じた自然故障。
24. 前回の事故日から1年以内に発生した事故。

以上